

納税協会 ニュース



November 2011
No. 176

納税協会はこんな活動をしています

正しい税知識が身につくから、 節税につながります

- ★税金のあらゆるご相談にお応えしています。税に関するご相談、記帳の仕方や経理処理、申告書の作成など、税理士が親身になって指導、アドバイスします。
- ★定期刊行物を発行しています。税務情報の定期便として毎月お届けしているのが「納税月報」（法人版・個人版）です。また、税務・会計などのニュースをダイジェストしたタブロイド版月刊紙「納税協会ニュース」、法人会員向けの季刊誌「ふれあい」なども発行しています。
- ★改正税法説明会などを定期的に開催しています。
「源泉所得税説明会」（春）
「法人税等説明会」（秋）
「年末調整説明会」（年末）
「新設法人説明会」「決算期別法人税等説明会」など



最新の税法を解説した 専門書・実務書を発行しています

最新の税務に関する図書を数多く発行し、協会窓口に常備しています。納税協会ではこうした図書の会員割引販売を実施しています。



お役に立ちます、
納税協会。

(4面へ続く)

平成23年11月

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)

トピックス

ひかり税理士法人

平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針を決定

—補正予算については総額概ね12兆円程度の歳出追加の方針—

(政府)

10月7日、政府は平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針を閣議決定しました。

平成23年度第3次補正予算については、東日本大震災からの本格的な復興に資するため、復興対策事業費等の関係経費として概ね11兆円台半ばの金額を計上し、これらの歳出を賄うため、復興財源として歳出削減等を図るほか、復興債を発行するとしています。その他、台風第12号等に係る災害復旧事業費やB型円

炎関係経費の予算を計上するとしています。

補正予算の財源を含む今後の復興財源については、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努めるとしていますが、5年間の集中復興期間における13兆円程度の財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が5兆円であることを前提に時限的な税制措置を講じるとされています。

平成24年度税制改正要望出そろ

—経済産業省、国土交通省、環境省は車体課税の簡素化を要望—

(各省庁)

財務省は10月5日、各省庁から提出された平成24年度税制改正要望を発表しました。

特に自動車関連諸税の簡素化やエコカー減税の拡充などの車体課税については、経済産業省をはじめ国土交通省や環境省が抜本的見直しを求め、特に経済産業省は自動車取得税や自動車重量税の廃止を要望しています。その他、認定長期優良住宅に係る特例措置の延

長や住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置の延長・拡充などの減税項目が盛り込まれています。

こうした減税項目に比べて増税項目はわずかであり、新たな減税に対して代替財源を確保する「ペイ・アズ・ユー・ゴー原則」との整合性が問われる内容となっています。

中小企業倒産防止共済の掛金上限を拡充する改正法施行へ

—損金・必要経費の対象となる掛金上限が月額8万円から20万円へ—

(中小企業基盤整備機構)

「中小企業倒産防止共済法」の改正法が10月1日に施行されました。

中小企業倒産防止共済制度は、取引先の倒産により、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための制度です。支払った掛金は全額損金または必要経費に算入でき、共済事由発生時には一時的に資金の貸付けを受けることができます。

今回の改正により、①毎月の掛金上限が8万円から20万円に、②掛金総額の上限が320万円から800万円に、③貸付限度額が3,200万円から8,000万円に拡充されました。

また、貸付金についても、①貸付額に応じた償還期間の設定、②繰上償還により12か月以上早く完済した場合の早期償還手当金の創設など、制度の充実が図られています。

給与所得者の平均給与額は412万円に

—平成22年分民間給与実態統計調査結果を公表—

(国税庁)

国税庁は9月16日、「平成22年分民間給与実態統計調査結果」を公表しました。

これによると、平成22年分の平均給与は昭和24年の調査開始以来最大の下げ幅を記録した前年に比べて約6万1,000円増加の412万円(対前年比1.5%増)となりました。

また、1年を通じて勤務した給与所得者数

は前年から約46万人増加し4,552万人(同1.0%増)となりました。男女別の内訳は、男性2,729万人(同0.3%増)、女性1,823万人(同2.1%増)と女性の給与所得者数は男女別の統計を開始した昭和53年分以降、最も多くなっていることが注目されます。